

第 3 分 科 会 (No. 7)

1 日 時 令和 7 年 9 月 2 9 日 (月)

午後 1 時 0 0 分 開会

午後 2 時 5 6 分 閉会

2 場 所 第 6 委員会室

3 出席委員 (17人)

主 査	中 島 隆 治	副 主 査	田 仲 常 郎
委 員	佐 藤 栄 作	委 員	戸 町 武 弘
委 員	片 山 尹	委 員	日 野 雄 二
委 員	田 中 元	委 員	たかの 久仁子
委 員	成 重 正 丈	委 員	森 結実子
委 員	泉 日出夫	委 員	山 崎 英 樹
委 員	山 内 涼 成	委 員	荒 川 徹
委 員	奥 村 直 樹	委 員	村 上 さとこ
委 員	井 上 純 子		
(委 員 長	木 畑 広 宣	副 委 員 長	小 宮 けい子)

4 欠席委員 (0人)

5 出席説明員

市 長	武 内 和 久	危機管理監	柏 井 宏 之
技術監理局長	尊 田 利 文	環 境 局 長	木 下 孝 則
都市戦略局長	小 野 勝 也	都市整備局長	持 山 泰 生
上下水道局長	廣 中 忠 孝		外 関係職員

6 事務局職員

委 員 係 長	伊 藤 大 志	書 記	山 下 絵美理
---------	---------	-----	---------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	議案第86号 令和6年度北九州市一般会計決算についてのうち所管分	議案について市長質疑を行った。
2	議案第91号 令和6年度北九州市土地区画整理特別会計決算について	
3	議案第92号 令和6年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算について	
4	議案第95号 令和6年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算について	
5	議案第96号 令和6年度北九州市土地取得特別会計決算についてのうち所管分	
6	議案第97号 令和6年度北九州市駐車場特別会計決算について	
7	議案第99号 令和6年度北九州市産業用地整備特別会計決算についてのうち所管分	
8	議案第107号 令和6年度北九州市上水道事業会計決算について	
9	議案第108号 令和6年度北九州市工業用水道事業会計に係る利益の処分及び決算について	
10	議案第109号 令和6年度北九州市交通事業会計決算について	
11	議案第111号 令和6年度北九州市下水道事業会計決算について	

8 会議の経過

○主査（中島隆治君）開会します。

議案第86号のうち所管分、91号、92号、95号、96号のうち所管分、97号、99号のうち所管分、107号、108号、109号及び111号の以上11件を一括して議題といたします。

ただいまから市長質疑を行います。

質疑時間は2時間程度となっております。質疑の持ち時間は、所属議員4人以上の会派は25分とし、その他の会派はそれぞれ7分といたします。質疑は大会派順に行います。なお、答弁は着席のままで受けます。

それでは、質疑に入ります。自民党・無所属の会、田中委員。

○委員（田中元君） 東九州新幹線についてお尋ねいたします。

東九州新幹線は、九州の東側を縦断する広域交通インフラとして、地域経済の活性化や観光振興に大きな期待が寄せられています。昭和46年に東九州新幹線鉄道建設促進期成会が設立され、整備計画路線への格上げに向け、長年にわたり国への要望活動を重ねています。

本市では、令和6年度を取組として、東九州新幹線期成会での活動を通じて、国に対し、日豊本線ルートでの整備計画路線へ格上げを要望するとともに、機運醸成に向けた活動として、東九州新幹線のPRロゴマークを作成したと聞いています。

一方で、令和6年6月には、北九州商工会議所会頭をはじめ京築地区7地区の商工会のトップが福岡県知事を訪問し、福岡県内の整備推進期成会の設立を要望するなど、福岡県内の機運醸成に向けた動きがあったと聞いています。

小倉を起点とする日豊本線ルートが実現することは大きな意義があり、今後もこれまで以上に東九州新幹線の実現に向けた取組が必要だと考えます。

そこで、3点お伺いします。

1点目に、昭和48年に基本計画路線に位置づけられて以降、既に52年が経過していますが、いまだ整備計画路線への格上げはされていません。このことに対して市長の見解をお伺いします。

2点目に、東九州新幹線期成会のメンバーである大分県や宮崎県が、それぞれ日豊本線とは異なる独自ルートの調査をしています。いずれも小倉を起点としない計画ルートであります。市長として、このような大分県、宮崎県独自の動きについてどう捉えているのか、見解をお伺いします。

3点目に、小倉を起点とした日豊本線ルートの実現は、福岡県内、市内の機運醸成が不可欠であると考えます。本市として機運醸成にどのように取り組んでいくのか、見解をお伺いします。以上です。

○主査（中島隆治君） 日野委員。

○委員（日野雄二君） 私からは、安らぐ町の実現における、豪雨災害から市民を守る緊急対策事業について質問します。

豪雨により被害が発生したことを受け、河川の改修、河川情報システムの強化、普通河川等の改修及び護岸長寿命化で5億1,700万円の決算となった。一方で、主要河川の整備では16億1,500万円の決算となり、浸水被害を抑制するために、治水事業の根幹となる河川改修が実施された。対象河川は、神嶽川、江川、相割川ほかとなっている。門司区新門司にある相割川は、長い年月をかけて改修工事を行ってきて十分な安全対策はできているが、その川の源流である櫛毛川は過去に何度も氾濫して、川の中には堆積土砂に草や木が生え、準用河川のため、整備は進んでいない。

さらに、門司区にある普通河川の高瀬川においては、令和2年に分水路整備による河川の氾

濫を防ぐ計画を立てながら、令和4年にはその計画を白紙に戻し、上流での調節池計画に切り替えた。今回の決算議会においても、調節池の土地取得が6割しか進んでいないとのことで、計画から5年が過ぎても安全対策が一切進んでいない。これと同様の状況が柄杓田校区にある普通河川スタヌキ川の浸水対策での調節池の場所見直し計画である。最初に決めた場所を見直す理由が私には分からない。多くの月日が流れ、その間、豪雨災害から市民を守る緊急対策が絵に描いた餅にすぎないと情けなく思います。

市長は、この現状をどのように認識し、いかなる打開策を考え、行動するのか、見解をお伺いします。

○主査（中島隆治君） 戸町委員。

○委員（戸町武弘君） それでは、皿倉山リニューアル事業について質問いたします。

令和6年度に設置された皿倉山滑り台については、本年4月25日の供用開始から約1か月間で10人の利用者が骨折などのけがをしたとの情報があり、6月3日に利用停止になりました。その後、対象者や利用時間を限定するなどし、7月19日に利用が再開されました。

この滑り台は、皿倉山リニューアル計画の一環として整備され、皿倉山とその周辺を一体的な観光地としての発信力を高め、ファミリーや子育て世代が楽しむ場所として、また、市外客の景勝エリアとしての魅力向上を図ることを目的としています。

そこで、2点質問します。

1点目に、現在のように一部利用が制限される施設の供用は、当初の事業目的を十分に果たせていないと考えますが、見解をお聞きます。

2点目に、当初の目的を十分に果たすためにも、検討会議での議論に期待をしたいと考えていますが、検討会議では事故の原因究明をするのでしょうか、また、なぜ非公開にするのでしょうか、見解をお聞きます。以上です。

○主査（中島隆治君） 市長。

○市長 まず、田中委員の御質問、東九州新幹線について、基本計画路線に位置づけられて以降、整備計画路線に格上げされていないことについての見解、大分県と宮崎県が調査していることへの見解、日豊本線ルートの実現に向けた機運醸成への取組のお尋ねがございました。

東九州新幹線は、東九州地域の交流を促進し、稼げる町を目指す北九州市の経済発展に重要な役割を果たす高速交通インフラとなり得るものでございます。日豊本線沿いには様々な観光資源や産業集積があり、東九州新幹線の実現は、さらなる地域の発展を考える上で大切な政策課題であると認識をしております。

これまで、日豊本線ルートでの整備実現に向けましては、50年以上にわたり東九州新幹線鉄道建設促進期成会での活動を通じまして、国に対する要望が続けられているところでございます。これに携わってこられました数多くの先人の方々に感謝を申し上げたいと存じます。

しかしながら、今なお大きな進展は見られていない状況であります。今後も、期成会の活動

を通じまして、東九州新幹線の早期実現に向けて、国に対し粘り強く働きかけてまいりたいと考えております。

また、大分県と宮崎県が小倉を起点としない他のルートを含めた調査を行ったことは承知をしております。北九州市といたしましては、大分県と宮崎県に対しまして、1つは、期成会としては今後も日豊本線ルートでの実現を目指していくこと、2つ目には、独自ルート調査は県内の議論を活性化させるためのものであることを確認しております。こうした一連の動きは、東九州新幹線の早期実現に向けた機運醸成の一環であると認識をしております。

こうした中、今年1月にも、宮崎県、大分県を含め、期成会として足並みをそろえまして、日豊本線ルートでの早期実現に向けて、国に対して要望を行ったところでございます。

委員御指摘のとおり、東九州新幹線の実現に向けては、地域内の機運醸成を図ることは大切な視点と認識をしております。このため、昨年12月に、私と当時の田仲議長は、服部知事と当時の香原県議会議長に対し、県内期成会の早期設立を要請したところであります。福岡県は積極的な考えを示しており、北九州市としても福岡県と連携し、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

加えまして、北九州市内の機運醸成を図ることも重要であり、経済界などとも連携をしながら、シンポジウムの開催などの啓発活動を通じまして、機運醸成に取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにしましても、北九州市としては、引き続き福岡県をはじめとする関係自治体と連携をし、小倉を起点とする日豊本線ルートでの東九州新幹線の早期実現に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、日野委員から、豪雨災害から市民を守る緊急対策事業に関しまして、治水対策をどう認識し、いかなる打開策を考えるのか、見解をというお尋ねがございました。

平成30年7月豪雨により浸水被害が発生した31の河川では、堆積土砂の撤去などの短期対策を行い、現在は中長期的な対策を進めているところであります。

櫛毛川では、決壊した護岸の復旧に加えて、カーブを緩やかにする改修工事を令和3年度に完了したところであります。また、今年の梅雨前に堆積土砂などを撤去いたしまして、適切に管理を行っているところです。

次に、高瀬川は、当初、道路に分水路を埋設する計画でありましたが、工事中の交通規制が想定以上に長期となることが分かったことから、地域への影響を最小限とするため、令和4年に調節池への計画変更が行われました。引き続き用地取得を進めるとともに、被害の軽減を図るため、令和8年度から先行して浸水被害のあった箇所におきまして、護岸のかさ上げに着手することを目指しております。

また、スタヌキ川は、令和2年に当初計画を地域の方々に提示いたしましたところ、調節池を住宅地から離してほしいとの強い要望がありまして、令和3年に上流側に変更いたしまして、

地域の合意を得ました。これまでに事業予定地の9割を取得しておりまして、取得が完了次第、工事に着手していきたいと考えております。

地域の皆様にとって、治水対策は切実なものであると認識をしておりまして、地域の方々のコンセンサスを得た上でできるところから工事に着手をするなど、意を尽くしてまいりたいと考えております。今後も、高瀬川とスタヌキ川の治水対策に鋭意取り組み、安らぐ町の実現に努めてまいりたいと考えております。

そして次に、戸町委員から、皿倉山リニューアル事業につきまして、事業目的を果たせていないのではないかというお尋ね、また、検討会議での事故の原因究明、また、非公開にする理由などについてお尋ねがございました。

平成28年5月の皿倉山リニューアル計画の策定に当たりまして、市内外から訪れた方に対しアンケートを行いましたところ、子供向けの遊具を望む回答が多くありました。そこで、この計画の中におきまして、ブランコ、滑り台、スタンド状の展望デッキの整備などが盛り込まれたところでございます。

その後、平成28年の計画の策定から8年間をかけまして、各所の整備を進め、令和6年度に、山頂東側エリアにおきまして、ブランコや滑り台の整備が完了し、今年4月25日に供用を開始いたしました。

このうち滑り台につきましては、現在、6歳から12歳に限定して運用しておりますが、再開から9月21日までの合計39日間で、1,329人に延べ5,317回利用され、利用したお子さんたちからは、気持ちよかった、楽しかった、また遊びたいなどの感想が寄せられたところであります。再開後の反響は大きく、また、正しい使用方法の注意喚起に努めまして、危険な状況は見られなかったところでもございます。

こうした中、施設の一部が利用制限されていることにより事業目的が十分果たせていないのではないかとのお捉え方があることは理解をしますが、1つに、山頂東側エリアがオープンした5月から8月におけるケーブルカーの利用者数が、前年度比較で約30%の増加となっております。また、滑り台は多くの子供たちに利用され、特にファミリー層にとっては大きな魅力向上につながっていることから、事業効果は相当程度発揮をされていると考えております。

こうした中、今後、さらに事業効果を向上させるとともに、皆様が安心して利用ができる環境づくりを行っていくため、皿倉山滑り台あり方検討会議を設置いたしまして、議論を進めることといたしております。

次に、この検討会議での原因究明につきましてでございますが、市は強制的な調査や捜査の権限を有しておらず、けがをされた方の任意の情報提供に頼らざるを得ないという制約がございますけれども、今後、検討会議の構成員の皆様のお意見も伺いながら、こうした制約がある中でも、必要な追加情報の入手について努力してまいりたいと考えております。

また、この検討会議をはじめといたしまして、市政運営上の会合につきましては、会議の公

開に努めるものとされておりますが、1つに、特定の個人の識別や不利益を被るおそれがある個人、企業等の情報、2つに、検討過程の公開により、率直な意見の交換や検討の中立性の阻害、あるいは混乱が生じるおそれがあるものなどに関する事項を検討する場合は非公開とすることができることとされております。

皿倉山滑り台あり方検討会議の公開の適否につきましては、構成員の合意により決められるものでありますが、例えば、けがをされた方の年齢、性別、体重、服装等の情報や企業の内部情報等を広く公開することは、個人情報保護等の観点から不適切であること、2つに、検討過程の断片的な情報が公開されることで、検討の方向性について予断を与え、誤解や臆測を招くおそれがあること、3つに、検討における個々の構成員の発言が公開されることで、心理的安全性が保てず、発言の萎縮を招き、かえって深掘りの検討が確保できなくなるおそれがあることなども懸念をされます。

こうした場合には、構成員の合意により公開になじまないと判断され得るものでありますが、委員御指摘の趣旨につきましては、皿倉山滑り台の在り方を専門的見地から御意見いただく構成員の方々と共有をいたしまして、適切に検討会議を進めてまいりたいと考えております。以上となります。

○主査（中島隆治君） 田中委員。

○委員（田中元君） 思いのほか時間があまりありませんので、1点お尋ねさせてください。

宮崎県の調査では、日豊本線ルートが開通すれば、宿泊・日帰り客が128万人増えると、経済効果的には234億円、新八代ルートでは、宿泊・日帰り客合計して84万人、経済効果159億円とあります。北九州市で独自で調査を行っているのか、教えてください。

○主査（中島隆治君） 都市戦略局長。

○都市戦略局長 北九州市独自での調査というのはこれまでやっておりませんが、ただ平成27年度に東九州新幹線鉄道建設促進期成会で調査を取りまとめております。その中では、経済波及効果は、推計値でございますが、約6.2兆円と、これはあくまでも建設整備に要する際の波及効果ということで取りまとめております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 田中委員。

○委員（田中元君） 整備に関してはもう数字も出ております。これ宿泊客だったり日帰り客というのは、北九州市で今観光を目玉として、ゴールデンルートも含めてインバウンドを大きく取り込もうという中で、令和6年度の予算で数万円と聞いています。今市長の答弁では粘り強くと、足並みそろえて機運醸成等々のお話をされていましたが、日頃の市長の会見等々を見ても、何かトーンが低いなという感じがしておりますので、北九州市独自で機運醸成に精いっぱい取り組んでいただきたいのと、また、そういった経済効果という、建設に関わるものではなくて、観光に関わるものの経済効果をしっかり数値として表していただいて、来年度以降も活躍を期待しておりますので、どうぞよろしくお願いします。要望で終わります。

○主査（中島隆治君） 日野委員。

○委員（日野雄二君） 私からは簡単に、これは要望としておきます。

申し訳ないけど、5年もたって、対策も、止めることもできない。それから、河川の護岸は今になって上げますよと、道路側と住宅側の河川の高さは2メートルぐらい違うんだから、住宅側に流れていくというのは当たり前の話であって、土のうを置いているだけ、30センチ。だから早くやりなさいというのをしない、それでは駄目だろ。外水氾濫が守れんようでは安全対策なんていうのは、内水氾濫は、門司区は川に蓋をして道路にしている暗きょが40か所あるんですよ。災害、水害にはやっぱり外水氾濫もしっかり守る、河川の安全性を高める、これは大切なことなんでもう聞きませんけれども、私から強く要望して、いついかなるときに、門司区の区政協議会の会長でありますから、どんな計画でやるのか、私に報告してください。

以上で私は要望としておきます。

○主査（中島隆治君） 戸町委員。

○委員（戸町武弘君） 子供向けということでしたが、これ実は滑り台は4,000万円かかっていると聞いております。じゃあ、この4,000万円、子供たちが滑り台で滑るためだけに設置したのか、そうじゃないはずなんです。これは、観光、そして、夜景映えのためにも造っているはず。だからこそ、当初の事業目的を達成していないと我々は判断しています。

そして、なぜ公開しないか。委員の方々の自由かつ達な意見がしにくいっていう話もございましたが、市はすぐ夏休み前に再開しました。我々3会派は慎重にやってくれと言ったのに、それを聞かないで強固にやったのは市です。じゃあ、市がそうやって強固にやって、市が選んだ委員の方々が自由かつ達な意見が本当にできるのかっていうところにも疑問を持っています。だからこそ、公開にしてもらえないかという話をしております。

そして、原因究明に関しましては、はっきりしないんですけども、しかしながら、原因究明しないと安全な遊具って言いにくいんじゃないでしょうか。その辺はしっかりと検討会議で委員の方々と共有をしてください。要望です。以上です。

○主査（中島隆治君） ここで副主査と交代します。

（主査と副主査が交代）

○副主査（田仲常郎君） 進行いたします。公明党、たかの委員。

○委員（たかの久仁子君） 公明党のたかのです。よろしくお願いいたします。

老朽化したマンホール蓋の安全対策についてお尋ねいたします。

近年、全国的に道路陥没事故が多発しており、本市においては、私が居住する小倉南区で地下水路の蓋が壊れ、アスファルト塗装が崩れる事故が発生いたしました。特に、下水道のマンホール蓋は耐用年数を超えての使用が多く、破損や沈下による事故の危険性があり、加えて豪雨時には空気圧により蓋が吹き飛ぶ事例も見られ、市民の安全に直結する重大なリスクがあります。

本市では、令和6年度においても様々な下水道施設の老朽化対策を実施していますが、市民が安心して暮らせる環境を守るためには、計画的な更新に加え、構造改良や新技術の導入といった抜本的な対応が必要と考えます。

そこで、3点お尋ねします。

1点目に、老朽化したマンホール蓋について、現在の把握状況について伺います。

2点目に、老朽化したマンホール蓋の更新、補修に当たっては、危険度の判定や優先順位づけが不可欠と考えますが、その基準の設定方法と今後の推進計画について伺います。

また、ちょうつがい付や格子状など、安全性の高いマンホール蓋の導入に対する本市の方針を伺います。

3点目に、市民が道路や遊具の破損を通報できるK i t a Q市民レポートの対象にマンホール蓋を追加することにより、点検効率の向上が期待できると考えますが、本市の見解を伺います。以上です。

○副主査（田仲常郎君） 中島委員。

○委員（中島隆治君） 私からは、生物多様性の保全とネイチャーポジティブ戦略について伺います。

本市は、平成28年に策定した第2次北九州市生物多様性戦略に基づき、生物多様性の保全に向けた様々な取組を推進してきました。

まず1点目に、令和6年度はその戦略期間の最終年度を迎えましたが、これまでの取組成果や課題をどのように総括しているのか、見解を伺います。

次に、ネイチャーポジティブとは、生物多様性の損失を止め、自然を回復軌道に乗せることを意味しています。したがって、まずは現状における生物多様性の損失の実態を正しく把握し、市民一人一人が課題を自分ごととして捉え、回復へと反転させる行動を取ることが本来の目的であると考えます。

本市には、都市や自然の共生を目指した魅力的な自然スポットが数多くありますが、美しいイメージだけではなく、生物多様性が失われつつある現状を直視し、意識を高めていくことが重要であると考えます。

そこで、2点目に、新戦略にネイチャーポジティブの理念をどのように反映させているのか、伺います。

あわせて、今年度開設されたポータルサイトにおいても、自然の魅力と併せて生物多様性の保全の課題や警鐘も含めて発信すべきと考えますが、見解を伺います。以上です。

○副主査（田仲常郎君） 成重委員。

○委員（成重正文君） 関門トンネル通行止めによる渋滞対策について伺います。

関門トンネルは、本州と九州を結ぶ大動脈であり、交通の要衝として、本市と下関市の一体的な発展に寄与してきました。1日の交通量は約2万4,800台であり、重要な交通インフラとし

て、暮らしや産業、経済、観光を支えています。

しかしながら、開通以来67年が経過し、近年では、交通事故や落下物による通行止めが約2日に1回の割合で起こっているのが現状であります。通行止めになった場合、その影響により、関門トンネル出入口から渋滞が始まり、トンネルを目指して来られた車両と先を急ぐ車両がう回をしようとして、門司港全体が大渋滞になることがあります。

そこで、通行止めが発生した場合に、小倉北区、小倉南区側から関門トンネルを目指すドライバーに対し、道路情報表示板に関門トンネル通行止め、通行止め解除まで約何分などのリアルタイムで表示してお知らせし、関門橋にう回をするような方法が取れないか、見解を伺います。以上です。

○副主査（田仲常郎君） 市長。

○市長 たかの委員に関しましては上下水道局からお答えいたしまして、私からはまず、中島委員の御質問にお答えいたします。

生物多様性の保全とネイチャーポジティブ戦略について、第2次戦略の総括についての見解、そして、新戦略への理念反映と発信についてということでお尋ねがございました。

第2次北九州市生物多様性戦略は、都市と自然との共生を基本理念といたしまして、市民の皆様への生物多様性の重要性浸透と環境保全に関する基本目標を設定いたしまして、自然体感ツアーや環境保全活動支援等を実施いたしました。

これらの取組の成果の一つとして、響灘ビオトープが昨年度、福岡県で初めて国立公園などの保護地域以外で生物多様性保全に貢献する地域であるOECMとして国連データベースに登録されるなど、国内外から評価を得たところでございます。

こうした中、新たな国際目標として、2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させることで、自然の回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの方向性が示されました。

このような背景を踏まえまして、今年5月に策定しました新たな北九州市生物多様性戦略におきましては、生物多様性のより一層の理解浸透と従来の環境保全にとどまらない社会全体で生態系の回復を目指すネイチャーポジティブの概念を導入いたしております。

具体的には、自然を大切にする価値観を共有する自然のファンを増やし、市民や企業の具体的な行動につなげ、自然がもたらす恩恵で資源循環や気候変動などの課題を解決することで、ネイチャーポジティブの実現を目指すこととしております。このため、まずは市民の皆様身近な自然やネイチャーポジティブへの取組の可能性を確認していただくため、北九州市の自然の特徴や多様性を発信するポータルサイト等を開設したところでございます。

こうした中、委員の御指摘も踏まえ、今後はポータルサイトにも新戦略に掲げる生物多様性の重要性や損失の危機に関する情報、市内企業のネイチャーポジティブ経営の事例など、生物多様性の理解を促す情報を掲載し、充実させてまいります。

また、北九州市が所管する10の自然関連施設を連動させたネイチャーポジティブセンターで

も生物多様性に関する情報発信を行うとともに、今年の11月に、企業と市民団体等が情報を共有し、実際の行動につなげる北九州ネイチャーポジティブネットワークを立ち上げる予定にしております。

今後も、新戦略に基づきまして、市民、企業、行政が生物多様性を大切にする価値観を共有しながら、オール北九州市でネイチャーポジティブの実現に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、成重委員から、関門トンネル通行止めによる渋滞対策につきまして、通行止め発生時に道路情報表示板にリアルタイムで表示してお知らせし、関門橋にう回を促すような方法が取れないかというお尋ねがございました。

関門トンネルは、本州と九州を結ぶ大動脈でございまして、関門橋と共に地域の暮らしや産業、観光を支える極めて重要なインフラでございます。関門トンネルを管理しているNEXCO西日本におきましては、事故等で通行止めが発生した場合、カーナビやホームページ、ラジオ等の媒体を介しましてドライバーに情報発信を行っております。

委員御提案の道路情報表示板による情報発信は、現在、大規模補修工事などにより通行止めが長期間に及ぶ場合に行われております。北九州市といたしましては、委員御指摘のように、事故等による通行止めにおきましても、道路情報表示板を活用できれば、円滑な交通確保につながるケースがあると考えております。このため、通行止め等が増えている関門トンネルの情報につきましては、道路情報表示板を管理、運用している国土交通省や福岡県警などとともに、適切な情報発信の在り方について検討してまいります。以上です。

○副主査（田仲常郎君） 上下水道局長。

○上下水道局長 最後に、たかの委員からの老朽化したマンホール蓋の安全対策の3つの質問につきまして順次御答弁いたします。

まず、1つ目の老朽化したマンホール蓋の把握状況と2つ目の更新、補修に当たり、危険度判定と優先順位の設定方法、今後の計画、安全性の高いマンホール蓋の導入についてまとめてお答えいたします。

マンホール蓋の老朽化による破損や豪雨時の蓋の飛散などについては、市民の安全・安心に直結する重要な課題と認識しております。マンホール蓋は、下水道管内部から発生した硫化水素による腐食や車両の通行による衝撃等で劣化が進行するため、下水道管の点検調査などに併せて、日頃から異常の把握に努めております。

現在、北九州市内には約16万9,000個のマンホール蓋が設置されています。このうち、標準耐用年数を越えた蓋は約8万個となっていますが、個々の設置状況が異なるため、標準耐用年数を越えた蓋が全て老朽化し、直ちに危険な状態であるというものではありません。このため、危険度の判定は国の維持管理指針に基づきまして、腐食やがたつき、沈下などの点検項目に沿って適切に行っています。

さらに、更新に当たりましては、国のガイドラインに基づきまして、古くなったコンクリート製の蓋や異常が確認された蓋などから優先的に進めています。

なお、令和6年度は、特に腐食のおそれ大きい蓋の点検に取り組んだことに加え、約1,600個の蓋の更新も行っております。

また、近年の大雨による蓋の飛散リスクを低減させるため、平成19年からは、大雨時に一定の高さまで蓋が浮上し、隙間から排気、排水するタイプのちょうつがい付や格子状の安全性の高い蓋に交換しております。

今後とも、マンホール蓋の現状を的確に把握しながら、劣化が著しい蓋や歩行者、車両への危険性が高いと判断された箇所を優先し、計画的な更新に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、3つ目のK i t a Q市民レポートにマンホール蓋を追加し、点検効率の向上につなげてはという質問にお答えします。

マンホール蓋の損傷に関する市民からの通報につきましては、現在、主に各区役所のまちづくり整備課に直接電話で御連絡をいただいております。令和6年度は約500件の通報が寄せられており、これらの情報を基に蓋の更新などの対応に当たっております。

他方、K i t a Q市民レポートは、市民が道路や公園、河川の損傷箇所などの情報をスマートフォン等により市に直接通報できるシステムで、都市整備局が令和5年10月から運用を開始しております。このシステムにおきまして、現時点でマンホール蓋の損傷を通報できる項目はありませんが、道路側溝やますなどの類似施設の損傷に関する情報提供を受け、マンホール蓋の点検や更新といった日常の維持管理にもつなげております。

こうした中、下水道施設の老朽化対策への関心が高まっている現状におきまして、委員御提案のマンホール蓋の追加は、通報の利便性が向上し、正確な現地状況の把握も可能となることから、市民、行政の双方にとって大変有効であると認識しております。

このため、都市整備局と連携し、年内の実現を目指して、K i t a Q市民レポートの通報項目にマンホール蓋を追加できるように協議を進め、市民の皆様の協力により、点検効率の向上に努めてまいりたいと考えております。答弁は以上です。

○副主査（田仲常郎君） たかの委員。

○委員（たかの久仁子君） 車両通過による負荷や通行頻度、設置場所など、環境によって大きく異なると思いますが、国が定める車道用マンホールの標準耐久年数は15年となっております。マンホールの蓋は、1つずつ丁寧にチェックするには限界があるかと思います。

そこで、渋谷区や加賀市、三島市では、マンホール聖戦というイベントが行われ、市民が撮影した蓋の写真を活用して、自治体が重点的に点検すべき箇所を把握する取組が進められています。将来的には、A Iによる劣化判定につなげる構想もあるそうであります。

維持管理コストの増大が見込まれる中で、事故が起きてからではなく、予防的に安全を確保することが重要と考えますが、本市の見解をお伺いいたします。

○副主査（田仲常郎君） 上下水道局長。

○上下水道局長 今委員御提案がありましたマンホール聖戦ですね、これ市民の皆様との協働によって、マンホールの蓋の見守りであったり、点検をするというイベントだったということで、そういうことが行われたということは承知しておりますが、その詳細な内容であったり、その効果というのは現時点で十分に把握できておりません。まずは、他都市での実例を研究してまいりたいと考えております。以上です。

○副主査（田仲常郎君） たかの委員。

○委員（たかの久仁子君） 老朽化したマンホールの蓋の安全確保は、市民生活に直結する重要な課題であります。事故が起きてからではなく、監視並びに計画的な更新と新技術の導入、市民協働を含めた予防的な取組を早急に進めていただけるように強く要望いたします。私からは以上です。

○副主査（田仲常郎君） 中島委員。

○委員（中島隆治君） 私からは、生物多様性のことについて質問させていただきましたが、私も新たに開設されましたポータルサイトを拝見させていただきました。市長が先ほど言われた国連の国際データベースに登録されました響灘ビオトープの活動など、北九州市の美しい自然が数多く紹介されておりまして、その魅力が伝わる大変すばらしい内容だったと感じました。

一方で、今回私が提起した、その裏側で進んでいる生物多様性の危機についてもやっぱり触れる必要があるのではないかと考えております。市長から、今後は損失の危機に関する内容も掲載していくという御答弁もありましたので、今回は時間が若干ありますので、市民からいただいたお声を紹介したいと思います。

今回、そのポータルサイトのトップページにも掲載されていた一つ、若松北海岸でありますけれども、この海岸の一つに岩屋海岸がございまして、海水浴場で大変にぎわう場所でありまして、あそこは大変魅力的なことがもう一つありまして、そこにはスナビキソウという砂浜に生息する植物がございまして、そのスナビキソウが放つ花の香りに誘われて、アサギマダラという渡りチョウが訪れてくるわけであります。そのアサギマダラというチョウは、何千キロも飛び、海をも渡るチョウですので、旅するチョウと言われてはいますけれども、スナビキソウがそこにあって、アサギマダラが南から北に飛来する際の休憩場所でちょうどあの場所に寄ってきて、そのスナビキソウが大切な栄養源になっていると聞きました。まさに生物多様性の根幹をなす生態系の連鎖がなされている一つの例であります。

しかし、そのスナビキソウが、近年、持ち去られているという被害に遭っており、減少しているという現実を伺いました。その理由が、今非常にアニメで有名な「鬼滅の刃」に登場する胡蝶しのぶのモチーフと言われているチョウがそのアサギマダラでして、その人気のアサギマダラというチョウを身近で、間近で見たいということで、スナビキソウが持ち去られているという事態が起きているということを聞きました。

私もそのことを聞いて、3年前でありますけれども、環境局や産業経済局の方々が持ち帰らないようにということで看板を設置していただきまして、それは大変にありがたいことだったんですけれども、こうしたこともきれいな海岸の裏側では起こっているということを受け止めて、その上で何ができるかということを考えていく必要があるのではないかなと思った次第であります。

もう一点、時間があるので、蛍について申し上げたいと思いますけれども、これも本市の生物多様性を象徴する大変重要な存在でありまして、このネイチャーポジティブの拠点としてほたる館も設置されておりますけれども、近年では、川底の岩や石、また、流れの緩やかなふちや水辺の植生といった蛍や幼虫がすむために欠かせない構造が失われつつあります。護岸の高化や重機の進入によって多様な環境が崩れてきているのではないかと考えてございまして。

この生物多様性の保全は環境局の所管でありますけれども、河川などの整備に関しては都市整備局が担っておりまして、局をまたいで連携、もっと言えば局内でも、例えば水環境課と河川整備課の間でこの生物多様性の意識がなければ、結果的に生物多様性の損失に陥るケースも出てくるのではないかと懸念しております。

そこで、都市整備局に伺いますけれども、この生物多様性の保全を踏まえた整備や管理を進める必要もあるのではないかと考えておりますけれども、考えをお聞かせいただきたいと思います。

○副主査（田仲常郎君） 都市整備局長。

○都市整備局長 今中島委員がおっしゃったとおり、河川を整備する場合は、多自然型護岸ですとか、そういうものを整備するように努めておりまして、川にすむ蛍でありますとか、ほかの生物が生息できるような環境を保持するような整備に努めているところでございます。以上でございます。

○副主査（田仲常郎君） 中島委員。

○委員（中島隆治君） ありがとうございます。

要因は様々たくさんあると思います。北九州市には多くのいろんな美しい自然があつて、昨今の異常気象が原因であつたりとか様々な要因でその生物多様性が失われつつあるという現状を踏まえて、市ではネイチャーポジティブ宣言を行いましたし、そういった意味では、そういった危機感に接しているということも市民の皆様にお伝えした上で、このネイチャーポジティブ、アーバンネイチャーとしての取組をしっかりと推進していただきたいと思いますし、今後、期待したいと思いますので、ぜひともよろしく願いして、質疑を終わります。

○副主査（田仲常郎君） 成重委員。

○委員（成重正文君） 御答弁ありがとうございました。

関門トンネルは、本当に本市と下関市の重要な要衝でありますので、それも北九州市と下関市だけではなく、日本全体の経済から観光、いろんなところの意味を要していると思いますの

で、ラジオ、ナビというのでも分かるんですが、目で見て分かるような表示、今もう支柱式の高さ5メートルぐらいで電光掲示板のLED式で、ソーラーパネルでの、ああいうのもありますので、検討していただくということがありましたので、どうかよろしくお願い申し上げまして、終わります。ありがとうございました。

○副主査（田仲常郎君） ここで主査と交代いたします。

（副主査と主査が交代）

○主査（中島隆治君） 進行いたします。市民とともに北九州、森委員。

○委員（森結実子君） 市民とともに北九州の森結実子でございます。

市有施設等のLED照明化について伺います。

家庭やオフィス、公共施設で長年愛されてきた蛍光灯は、環境や健康への影響を理由に、水銀使用製品規制の政令改正で、2027年、令和9年末に製造と輸出入が禁止されます。これにより、国全体で照明のLED化が進むことになり、長年蛍光灯を使用してきた本市所有の施設についても同様にLED照明に変更する必要があると考えられます。

このような状況を踏まえ3点伺います。

1点目に、市所有施設の照明について、令和6年度に何%がLED照明化されたのか、伺います。

2点目に、今後の市有施設のLED照明化について、いつまでに何%実施する計画なのか、伺います。

3点目に、中小企業や生活困窮者宅のLED照明化について、本市独自の補助金制度を設ける必要があると考えておりますが、見解を伺います。私からは以上です。

○主査（中島隆治君） 泉委員。

○委員（泉日出夫君） 泉日出夫です。よろしくお願いいたします。

まず、一般廃棄物の適正処理についてお伺いします。

引っ越しや遺品整理などで、一度に廃家電や大型ごみなどの廃棄物が多量に出ることがあります。家庭ごみの回収を第三者に依頼する場合は、一般廃棄物収集運搬業許可業者と契約する必要がありますが、市民には、許可業者かどうか分かりにくく、無許可業者に依頼して、トラブルに巻き込まれてしまうことがあるようです。

そこで、一般廃棄物収集運搬業許可業者について、市民が確認しやすくする必要があると思いますが、見解をお伺いいたします。

引き続き、廃棄物の不法投棄防止対策についてお伺いします。

ごみを適切に処分せず、不法投棄するケースが多いと聞きます。ごみの放置は町の美観を損ない、市民生活にも悪影響を与えます。そのため、本市では、ごみの不法投棄対策に官民が連携する取組を行っております。その中で、不法投棄等通報員制度は、廃棄物の処理や環境保全について理解と熱意をお持ちの市民の方々を通報員に任命し、不法投棄等を発見した場合に環

境センターに通報してもらうもので、令和6年度には第12期の通報員を50人程度募集しています。

さらに、不法投棄されやすい場所に監視カメラを設置し、不法投棄の抑止を図るとともに、不法投棄者を特定する画像が撮影された場合は、警察に告発することとしています。

そこで、2点お伺いします。

1点目に、廃棄物の不法投棄は法律により禁止されており、これに違反した場合は罰則も規定されていることについての周知を強化してはどうかと考えますが、見解をお伺いします。

2点目に、不法投棄対策についての昨年度の取組の成果及び課題と今後のさらなる不法投棄対策の強化について見解を伺います。以上です。

○主査（中島隆治君） 市長。

○市長 まず、森委員の1つ目、市有施設等のLED照明化につきまして、令和6年度に何% LED照明化されたのか、いつまでに何%実施する計画なのかといったお尋ねがございました。

国の地球温暖化対策計画におきまして、省エネ性能が高い設備等の導入促進が掲げられておりまして、照明のLED化につきましては、令和12年度までに100%の普及を目指すこととされております。これを受けまして、北九州市では、令和3年度に策定をいたしました北九州市地球温暖化対策実行計画におきまして、令和12年度に向けて、市有施設のLED照明化を進めていくこととしております。

この計画に基づき、市有施設の新設や既存施設の改修を行う際、証明は全てLED化しているところであります。また、施設の改修を行う際、照明数の多い施設のLEDへの切替えは工事費用が多額となることから、建物の大規模な改修工事の時期などと調整を図りながら計画的に進めております。

市有施設の照明機器は約44万基ありまして、令和6年度は、そのうち約1万基をLED照明に切り替え、その結果、市有施設全体でのLED照明化率は36%となりました。

また、令和12年度の目標達成に向けまして、本庁舎におきましても計画的にLED照明への切替え工事を実施していくことといたしております。同時に、一部の区役所や市営住宅の共用部分などにおきまして、予算の平準化の観点からリース方式で切替えを行うモデル事業なども実施しているところでございます。

今後の市有施設のLED照明化につきましては、各施設の修繕計画と調整を図りつつ、施設の規模や経費など、状況に応じ適切な方式を選択することで取組を加速させ、令和12年度に向け、着実に推進してまいりたいと考えております。

次に、同じく森委員から、中小企業や生活困窮者宅のLED照明化につきまして、本市独自の補助金制度を設けてはどうかとのお尋ねがございました。

LED照明の導入は、市民の皆様が日々の生活を送る中で、無理をすることなくエネルギー消費を抑制できる有効な取組であると考えております。現在、流通しているLED照明は、省

エネの効果や寿命を踏まえますと、従来の蛍光灯に比べ、導入によるコストメリットが大きく、一般的に普及が進んでいることから、生活困窮者を含め一般家庭向けへの補助は実施していないところでございます。

中小企業に対しましては、脱炭素化や省エネの取組を促進する観点から、令和元年度まで一般的な照明設備のＬＥＤに対して補助を実施してまいりました。現在は、ＬＥＤ照明が一般的に導入される状況になったことから、太陽光パネルや高効率空調などの補助と併せて、より高効率で省エネ効果の高いＬＥＤ照明に対象を限定し、補助を実施しているところでございます。

また、ＬＥＤ照明の普及に伴いまして、民間企業による導入初期の費用負担を軽減できるリースやレンタルなどのサービスも充実してきておりまして、ＬＥＤ照明導入の際には、これらの活用も御検討いただきたいと考えております。

北九州市といたしましては、これまで中小企業や一般家庭向けに市のホームページやＳＮＳ、出前講演などを通じまして、ＬＥＤ照明によるコストメリットやＣＯ₂削減効果等について周知を進めてきたところでございます。今後も、引き続き脱炭素化の観点も踏まえ、ＬＥＤ照明の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、泉委員から、一般廃棄物の適正処理につきまして、一般廃棄物収集運搬業許可業者であるかどうかを市民が確認しやすくする必要があるとのお尋ねがございました。

引っ越し等で出たごみの収集運搬を民間業者に依頼する場合、一般廃棄物収集運搬業の許可を持つ業者に依頼する必要があるございまして、北九州市には、現在、約200の許可業者がございす。一方で、無許可の業者に依頼をしてしまい、家から持ち出す作業料等の名目で高額な料金を請求されるといったトラブルも発生をしております。

こうした事態を防ぐために、北九州市といたしましては、無許可業者を利用しないよう、市のホームページやメールによるニュース発信等で注意喚起を行ってきたところであります。

しかしながら、依然として被害が発生している現状を踏まえますと、より分かりやすい注意喚起が必要であると考えております。

そこでまず、御家庭から出たごみの収集は許可を持つ業者に依頼する必要があるということ、2つ目に、許可証の写しや車両の許可シール、市のホームページに掲載している名簿で許可の有無を確認すること、3つ目に、産業廃棄物など他の許可を持っていても収集できないことなど、具体的な注意点を伝えていきたいと考えております。

また、こうした注意点を広く周知するために、市政だよりやごみの分別大事典、市の公式ＳＮＳなど様々な媒体を活用しながら、ごみが多く出る年末や引っ越しシーズンに集中的に広報していきたいと考えております。

今後も、市民の皆様が安心してごみの処分ができるよう、確認方法を含め、分かりやすい注意喚起に努めてまいります。

さらに、泉委員から、廃棄物の不法投棄防止対策につきまして、廃棄物の不法投棄に罰則が

規定されていることについての周知を強化することについての見解と対策について、昨年度の取組と成果と課題、さらなる強化についてお尋ねがございました。

不法投棄は町の美観を損ね、悪臭や環境汚染を引き起こすなど、市民生活に悪影響を及ぼす行為でありますことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により禁止されておりまして、違反者には厳しい罰則が科せられることとされております。

このため、市のホームページ等によりまして、不法投棄は犯罪であるということやその罰則に係る情報、未然防止策や発見した場合の対応などを発信いたしまして、さらに不法投棄されやすい場所に警告看板を設置するなどによりまして注意喚起を行っているところでございます。

また、北九州市では、捨て得は許さないという考え方の下で、不法投棄等通報員制度や監視カメラの設置、昼夜パトロールなど、官民で連携しながら不法投棄対策に取り組んでいるところでございます。その結果、不法投棄発生件数は、ピーク時の平成17年度には年間約3,800件であったものが、近年では年間500件程度で推移をしており、大幅に減少しているところであります。

しかしながら、現在においても不法投棄は発生しており、人目につきにくい場所での不法投棄など巧妙化をしているため、より状況に応じた対策が必要と認識をしております。

そこで、例えば不法投棄されやすい場所へ適宜監視カメラを配置、増設するなど、監視体制を強化するとともに、より一層市民の皆様や事業者からの情報提供を拡大させるために、SNS等の活用も視野に入れた新たな通報制度を検討しております。

また、警察との連携も強化いたしまして、平成8年度から県警OBを採用して、円滑な情報交換を行いまして、悪質な不法投棄について厳正に対処しているところであります。令和6年度の県警との連携件数は10件で、そのうち3件において事件化につながっております。

今後とも、市民の皆様の正しい理解に向けた分かりやすい情報提供に努めるとともに、状況に適切に対応した不法投棄防止対策の強化に努めまして、美しく安全な町の実現に全力を尽くしてまいります。以上となります。

○主査（中島隆治君） 森委員。

○委員（森結実子君） 御答弁ありがとうございました。

市有施設等につきましては、リース方式など様々な方法を駆使して、計画どおり進んでいるということを高く評価いたします。

次に、中小企業につきましては、いろんな補助をいただいているということで、安心しております。

蛍光灯は、もしかするとこれからさらに値上がりとか品不足が予想されますし、現在も樹脂とか材料の高騰なども続いておりますので、一般の方々にも早めにLED化を進めていただきたいと思っておりますので、今後も普及啓発などに御尽力をいただきたいと思っております。

また、個人宅のLED化につきましては、照明器具ごと交換が必要なケースが多いので、一時的ではありますが、まとまったお金が必要と考えられます。非課税世帯や生活保護受給者世帯だけでも補助金を出すなどを検討していただきたいと考えております。これは要望といたします。ありがとうございました。

○主査（中島隆治君） 泉委員。

○委員（泉日出夫君） 御答弁ありがとうございます。

まず、私からは、一般廃棄物の適正処理についてですが、確かに北九州市のホームページを見ると、一般廃棄物の収集運搬業の許可業者に依頼をしてくださいということはしっかり書かれておりますが、その許可業者がどういう許可を持っているのか、先ほど市長は許可シールというようなことを言われておりましたが、そのシールがどういうものなのかというのは市民は知りません。それで、できればこのホームページにもそのシールを貼り付けていただいたりとか、当然それは車に貼ってあるものなんだろうと思いますけども、市民が見て、ああ、これは許可業者なんだということが分かるように徹底していただきたいと思います。

市長の答弁の中でも、やはり市民の方が不用品回収は無料ですよということで依頼をして、しかし、持ち出すときの持ち出し費用だけ取られるという例を言われましたが、私に相談があったのは、持ち出して車に積み込んで、そのごみを処理するまでのいわゆる距離で、交通費だけいただきますとかを後から言われてしまったという相談があったようです。そのときに、許可業者かどうかということを確認するすべが何もなく、結局言われた金額を支払ったという相談をいただきました。許可業者であるということを徹底していただく、市民の皆さんに分かるようにしていただく、市政だよりも広報したいということでありましたから、ぜひよろしくお願いしたいと思います。これは要望としたいと思います。

一方、不法投棄であります。不法投棄については、先ほどたかの委員がマンホール破損について、市民レポートのスマホを使っただけの通報のことを言われておりましたが、ぜひ不法投棄でもそのような仕組みをつくっていただいて、市民がそれを見つけたときに、スマホであるとかタブレットで通報できるような形を取ってはどうかと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○主査（中島隆治君） 環境局長。

○環境局長 不法投棄に関しましては、先ほど御答弁申し上げたとおり、情報提供といったところも最終的な対応をするのに非常に有力な情報でございますので、今現行の通報員制度に加えまして、先ほど御紹介のあった道路等の通報システム等も視野に検討していきたいと思っております。いろいろと技術面でありますとかコスト面、あるいは運用面での私どもの監視体制との整合とかがあろうかと思っておりますけれども、含めて検討してまいりたいと思っております。

○主査（中島隆治君） 泉委員。

○委員（泉日出夫君） ありがとうございます。ぜひ検討いただければと思います。

これは、都市整備局に要望したいと思いますが、不法投棄はどうしても雑草が伸びてきて、草に隠れてしまうようなところに、よく地域で清掃活動をやると、そういう場所に例えば建設の廃材であったりとか、資材が古くなったものが捨ててあったりとか、そういうのをよく見つけるんです。そういう意味では、除草をしっかりやっていただければ、そういう不法投棄もまた減ってくると思いますので、除草についてもしっかりやっていただきながら、不法投棄をなくしていく取組を進めていただければと思いますので、連携をよろしくお願いいたします。以上で私は終わります。

○主査（中島隆治君） 進行いたします。日本共産党、山内委員。

○委員（山内涼成君） 私からは、門司港地域複合公共施設建設予定地の津波対策について伺います。

門司港地域複合公共施設整備事業について、令和6年度は建設予定地の発掘調査など造成工事等が行われております。2025年3月に内閣府から報告されました南海トラフ巨大地震の被害想定では、前回の報告から新たな知見が反映されて、より現実に近い想定結果が出されております。中でも、津波による全壊棟数は18万8,000棟と、前回に比べて28.8%も増加をしております。これまで、この複合公共施設の計画には、高潮の想定はあるものの、津波の想定はされておられません。今回、最大津波高が3.5メートルから5メートルになるということが加わり、建設予定地は最大浸水深2メートルということであります。国からは、津波に対する基本的な方針も同時に示されております。その主な対策として、避難路や避難場所整備・指定を確認することとしております。

そこで、2点伺います。

1点目に、複合施設の現行の計画、これは津波を想定していないことから、建物の強度について、専門的な検証を基に設計変更が必要と考えますが、見解を伺います。

2点目に、複合施設近隣住民には、新たな被害想定や複合施設建設に伴う避難場所の変更の有無が分かるよう、新たなハザードマップを作成して周知する必要があると考えますが、見解を伺います。以上です。

○主査（中島隆治君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） それでは、私から、自然災害防止対策と被害の復旧について尋ねます。

まず、改めて被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

本市は、平成30年度の豪雨災害をきっかけに、民有地における崖崩れ発生時に行政が早期に関与して防災措置が図れる制度の構築と所有者が行う応急復旧対策への補助制度の創設を国に提案してきました。今月11日の本会議において、市長は被災された市民の声に耳を傾けながら、関係機関とも情報共有を図り、全庁的にスピード感を持って対応したいと答弁されております。

そこで、民有地における崖崩れについて、次の3点について見解を尋ねます。

1点目に、本市のこれまでの提案に対する国の動向について伺います。

2点目に、他の政令市が実施している被害防止対策について尋ねます。

3点目に、復旧のための補助制度など、本市独自の対策を検討すべきであると考えますが、見解を尋ねます。以上です。

○主査（中島隆治君） 市長。

○市長 まず、山内委員からのお尋ねで、門司港地域複合公共施設建設予定地の津波対策について、現行計画は津波想定していないので、専門的な検証を基に設計変更が必要と考えるがというお尋ねがございました。

国は南海トラフ地震防災対策推進基本計画の見直しに当たりまして、津波による被害想定につきまして、これまでより広範囲で浸水が発生することを公表いたしました。

この中で示されました津波の浸水分布図を詳細に確認をいたしますと、門司港地域複合公共施設の建設予定地の一部では、最大2メートルの浸水が想定をされております。国の災害に強い官公庁施設ガイドラインでは、こうした津波の対策といたしまして、災害応急対策活動を行う上で支障となる浸水防止に加えて、津波の外力に対する構造体の性能を確保することが求められております。

そこで、新たに示された津波による浸水想定を踏まえて、門司港地域複合公共施設につきまして、各種荷重条件や津波作用を精緻に反映した構造計算を改めて実施をいたしました。解析に当たりましては、最新の知見を踏まえ、多角的かつ入念な検証を行った結果、建物本体の構造安全性に支障は認められず、倒壊のおそれがないことが確認できたところであります。また、津波による浸水につきましては、高潮を想定して既に重要な設備を上層階に設置するなどの対策を講じているところでございます。

したがって、津波を受けたといたしましても、建物自体が機能不全を起こすことはないことから、設計変更は行わず、予定どおり建設工事に着手することといたしております。

次に、同じく山内委員から、複合施設近隣住民には新たな被害想定や避難場所の変更の有無が分かるよう、新たなハザードマップを作成して周知してはというお尋ねがございました。

北九州市の津波に関するハザードマップは、福岡県の津波浸水想定図に基づき作成いたしているところであります。

今年3月、国は、南海トラフ地震の津波による新たな被害想定につきまして、これまでより広範囲で浸水が発生することなどを公表いたしました。これを受けまして、県では、国の公表内容について詳細を確認している段階でございまして、現時点では、津波浸水想定図の見直しには至っていないところであります。

このため、北九州市といたしましては、新たなハザードマップを作成するまでの間、市民の皆様への周知啓発を図る観点から、1つに、国の新たな津波の浸水想定範囲などの情報に市のホームページからアクセスできるようにしております。このほかにも、2つ目に、門司港地域などにおける海拔表示の増設、3つ目に、津波浸水エリアを対象とした防災訓練の実施などに

も取り組んでいるところであります。

今後、県から新たな津波浸水想定図が示された際には、それに対応した避難所の指定なども検討した上で、ハザードマップを改訂し、市民の皆様に周知したいと考えております。

いずれにしましても、南海トラフ地震をはじめとした巨大地震は、起こるか起こらないかではなく、いつ起きるかを前提といたしまして、市民の皆様の命と暮らしを守ることを最優先に、市民の皆様への周知啓発など、災害対策の強化に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、荒川委員から、自然災害防止対策と被害の復旧について、民有地の崖崩れについて、本市の提案に対する国の動向、他の政令市が実施している対策、復旧のための補助制度など、本市独自の対策を検討すべきというお尋ねがございました。

北九州市では、民有地の崖崩れ等につきまして、平成30年度の豪雨災害を契機といたしまして、それ以降、国に対しまして、1つは、行政の一定の関与による早期の防災措置が図れる制度、2つ目に、所有者が行う応急復旧対策への補助制度の創設を提案してきたところであります。

この提案に対しまして、国からは、民有地は所有者が適切に管理することが原則であり、整理すべき課題が多いとの認識が示され、制度化には至っていない現状にございます。

次に、他の政令市が実施している被害防止対策につきましては、老朽化した擁壁等を造り替える工事を対象といたしまして、1つ目に、金融機関と連携をし、必要な資金を低利で融資する制度を運用している自治体は4都市、2つ目に、工事費用の一部を補助している自治体は8都市となっております。

そして、復旧のための補助制度など、本市独自の対策を検討すべきとの御指摘でございますが、北九州市におきましても、他の政令指定都市と同様に、金融機関と連携をいたしまして融資制度を運用しております。この融資制度では、他の都市にはない、北九州市独自の取組として、擁壁の部分改修などの予防保全的な工事も融資対象とすることで、災害防止対策の促進を図っているところでございます。

今後も、民有地の崖崩れの対策につきましては、補助制度の創設等について国への働きかけを一層強めていくとともに、融資制度等の支援を継続していくことによりまして、災害に強いまちづくりの推進に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 答弁ありがとうございます。

まず、この建物の構造が耐えられるか否かという検討でありますけれども、この検討は2メートルという浸水高の中で検討されたものでしょうか。

○主査（中島隆治君） 都市戦略局長。

○都市戦略局長 委員御指摘のとおり、今回、国が示しました門司区の辺りの津波高さは5メートルという想定でございます。その津波がこの建設予定地に到達する際には、浸水高さが2

メートルというところが示されていますので、それを基に再計算をしております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） では、専門家の意見として、科学的に何メートルまで大丈夫なのかでしょうか。

○主査（中島隆治君） 都市戦略局長。

○都市戦略局長 何メートルまで大丈夫かという検証は行っておりません。あくまでも最大で2メートルの浸水に対応できるかというところで検証しております。

ただし、その2メートルでぎりぎりもつかっていうところではなくて、かなり余裕を持って安全であるということを確認しております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 当然科学的な証明というのは何メートルまで大丈夫ですよっていうのがあってしかるべきなんですよ。私はそう思います。

それと、これまでの門司区の津波想定高は3.5メートルであったものが、今回5メートルに上方修正がされたわけでありまして。一方、対岸の下関は6メートル、その想定地区が柳井港、下関港であることから、ここでいう門司区という想定は、関門海峡を挟んで対する門司港地域を想定しているということは間違いがないと思いますが、これは危機管理室としてこの想定をどう考えておりますか。

○主査（中島隆治君） 危機管理監。

○危機管理監 今回の国の想定につきましては、我々としても、これまでより津波高、それから、浸水想定域が広がった、高くなったということで、これにつきましては、今後、県で浸水想定図が示されますので、それをもって最終的に我々としてはそのハザードマップをつくったり、そういったものを市民にしっかり周知をしていきたいと思っております。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） カムチャツカ地震では、これ2,000キロ離れた日本に津波が押し寄せております。能登では予想以上の津波が起きたわけでありまして。これはもうぜひ教訓にさせていただきたいと思っております。

それから、今危機管理監からハザードマップについてお話がありましたけれども、これソフト対策について、今後、関係局とも協議したいと答えられておりますけれども、南海トラフ巨大地震による津波の被害想定が追加されたのは3月であります。これは遅過ぎませんか。

○主査（中島隆治君） 危機管理監。

○危機管理監 3月に国から報告書が出まして、その中にも、最終的にはこのデータっていうのは、地域でそれぞれが考えることであると、都道府県でこの出たデータをどういうふうに精

査していくかっていうのは、その必要があると明記をされております。我々としても、3月からかなり福岡県と協議をさせていただきまして、どういうふうに進んでいくんですかという情報交換はさせていただいております。ただ、まだ県がこのデータを精査中、確認中ということですので、我々としては、これまで市長の会見でもるこの南海トラフ地震のことを発表させていただいておりますし、ホームページ、SNS、テレビ、あらゆるところで媒体を活用して、南海トラフ地震のことを注意してほしいということを市民に訴えているところでございます。以上でございます。

○主査（中島隆治君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 特別委員会でもこれを議論させてもらいましたけれども、危機管理室は、津波到達まで3時間半かかるんだとかと言っているわけですよ。でも、実際にどこで地震が起きるか分からないわけですよ、震源地によって時間は変わってきますよね。こういう想定も甘々、私は危機感がなさ過ぎると思っています。明日起こるかもしれない南海トラフ巨大地震であります。その被害想定が見直された以上は、これはいち早く市民に知らせる必要があると私は思います。市は市民の命を守るべき使命、これを負っているということを改めて認識すべきであります。少なくとも市民の安全・安心を守るためのベストな場所とは言えないということを指摘して、終わります。

○主査（中島隆治君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 先ほど市長にお答えいただいたことについて改めて質問いたします。

まず、国は、本市のこれまでの提案に対しては、言うならばそれは所有者の自助努力って言われているんですかね。

それで、所有者が行う応急復旧対策への補助制度の創設を本市は国に提案してきたわけですが、これは全国的にやはり問題になっているんじゃないかと思うんですが、他の政令指定都市等の動向、国に対する要望等の動向はどうなんでしょうか。

○主査（中島隆治君） 都市戦略局長。

○都市戦略局長 委員御指摘のとおり、こういった問題っていうのは、北九州市特有のお話ではございませんで、全国的なお話だと認識しております。

ただ、具体的に国に対する要望活動をどこがやっているかというところまでは正直まだ現状では押さえられていないというところでして、国も自助努力でっていう冷たい言い方ではなくて、あくまでも個人が所有する財産でありますので、原則的には所有者の方の責任の中で行うという大原則がある中で、どう整理したらいいのかなというところを一緒に考えていただいているというところでございます。

○主査（中島隆治君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 今年8月の大雨で、住家の全壊1棟、一部損壊3棟、床上浸水29棟、床下浸水36棟、崖崩れ20か所と非常に大きな被害が出ております。被災された方々は、思いも寄ら

ない形で突然の災害に見舞われ、困り果てているという状況ですよね。

先ほど答弁いただきましたけども、例えば他の政令指定都市では、工事費用の補助もしているところがあると言われました。本市は、融資制度の対象要件を柔軟に運用しているということでは、他都市にない対策を取っているっていうことは分かりましたけども、他都市ではそういう工事費用の補助もやっているということですけど、これは8都市やっているわけですね。それがどのくらいのレベルでされているのかというのが分かれば教えていただきたいのと、本市では、そういうことはこれまで検討したことがないのかどうか、これも併せてお尋ねしておきたいと思います。

○主査（中島隆治君） 都市戦略局長。

○都市戦略局長 他都市で補助制度を運用しているところはどの程度っていうところですが、一律ではございませんで、各都市も御事情があつてだろうと思いますが、補助額であつたり、上限はまちまちでございます。多い所になると、復旧工事になりますと2,000万円の補助ということをやっている自治体もございます。

そんな中で、北九州市でこれまで検討したことがあるのかというところでございますが、平成30年以降、何か対策ができないのかというところでもろもろ検討してまいりまして、その中で、今融資制度を拡大するという取組をやらせていただいているところでございます。

補助というところになりますと、先ほども申しました、土地は所有者の管理責任の下で行うという中で、他の土地所有者との公平性であつたりとか、市の財政的な面というところも考慮しなくちゃいけないというところで、今の時点で補助制度というところには至っていないという現状でございます。

○主査（中島隆治君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 他都市ではそういうこともありながら実施しているところもあるわけですね。もちろん市によって財政状況が違いますので、その辺のことはあると思うんですが、やっているとところもあるわけです。平成30年度から要望しているというか、やっているわけですから、併せて並行してもっと突っ込んだ研究をすべき、検討をすべきだと思いますので、これは要望しておきたいと思います。

それで、他都市の補助等の制度の具体的な状況が分かれば資料を頂けませんか。よろしいでしょうか。

○主査（中島隆治君） 都市戦略局長。

○都市戦略局長 用意できれば、お渡ししたいと思います。

○主査（中島隆治君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） お願いします。

それで、今回の8月の大雨で被害を受けたところを私も何か所か見に行きまして、被災された方のお話も聞いたんですけど、まさに思いも寄らない形で被害を受けて、とにかく困惑して

いるという状況なんですよ。

それで、被災した場所が、例えば公道を伝って雨水が大量に流れてきた結果、被害を受けた、被災したというような場合は、今の市が取っているスタンスの現状の中でも何か対応ができないのかなと思うわけですね。例えば所有者が持っている土地に降った雨のみが影響したわけじゃなくて、上から流れてきた、公道を伝って大量の水が流れてきたというようなことによって被害を受けたというのが仮に確認されれば、何らかの対応が市としてはできないのかなと思うんですが、この点についての見解をお尋ねしたいと思います。

○主査（中島隆治君） 都市戦略局長。

○都市戦略局長 何が原因でっていうところに尽きるかと思うんですが、今委員が御指摘された公道を伝ってっていうところですね、これは過去の判例等々、これは民地同士の判例なんです、例えば上の宅地の人の土砂が崩れて下の宅地に被害を及ぼしたっていうようなケースで、この上の宅地の方が責任を負うか否かっていうことになる、ここの宅地の管理を適切にやられているかっていうのが論点になりまして、そこが問題なく適切にやられてたっていうことになれば、この上の方は責任を負わないというのが今の法律の立てつけになっておりますので、そうしたことから考えますと、その公道というところはいかに適切に管理されていたか否かということになるかと思います。

○主査（中島隆治君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 公道は、いろんな想定の上に側溝を設けたりしていると思うんですけど、最近では想定を超えるような大雨が降ったりするわけですが、当然その見直しなんかもされていると思いますけど、今のお話で言えば、適正に管理されているということであれば、行政としては責任はないんだという、そういう見解でしょうか、確認します。

○主査（中島隆治君） 都市戦略局長。

○都市戦略局長 過去の判例からすると、そういった判例になっているというところでございます。

○主査（中島隆治君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） いずれにしても、被災された方々の一日も早い復旧に向けて、ぜひ市としても寄り添った対応をしっかりと検討していただきたいということを、時間になりましたので、要望して終わります。

○主査（中島隆治君） 進行いたします。北九州党、奥村委員。

○委員（奥村直樹君） 私からは、公共交通不便地域における交通・生活サービスの確保についてお伺いしたいと思います。

郊外部など公共交通不便地域における交通・生活サービスの確保については、市内の公共交通人口カバー率を約86%に維持することなどが目標値として掲げられています。

しかし、これは居住地から500メートル以内に駅、または300メートル以内にバス停があるこ

とを意味するだけで、その駅やバス停から実際にどれだけの便数が確保されているかは反映されていません。

もう一つ、公共交通に対する満足度を約70%に向上という目標がありまして、実績は59.9%となっていますが、このアンケートは市全域を対象にしたものであり、不便地域の現状を的確に把握しているとは言えないと思います。

令和6年度決算では、こうした数値を基におおむね順調と評価されていますが、現状では、不便地域における交通・生活サービスの確保が進んでいるとは思えません。

また、このような地域では、夜間に地域外へ移動すること自体が困難という現実が残されています。市がナイトタイムエコノミーを推進しているにもかかわらず、地域によっては参加する機会すら制限される現状は、市民にとって不公平ではないかと考えます。

そこで、2点お伺いします。

1点目に、不便地域の実態把握として、夜間や週末など、時間帯別の公共交通人口カバー率を調査すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

2点目に、夜の繁華街ではタクシー不足が深刻で、タクシーの増車やオンデマンド交通の充実に早急に図ることが必要と考えます。その第一歩として、夜間の公共交通に関する満足度を切り分けて調査し、実態を明らかにすべきと考えますが、見解をお伺いいたします。以上です。

○主査（中島隆治君） 市長。

○市長 奥村委員から御質問のありました公共交通不便地域、夜間、週末など時間別公共交通人口カバー率の調査、夜の繁華街でのタクシー、公共交通満足度調査といったお尋ねがございました。

公共交通は、市民の皆様の暮らしや社会経済活動を支える極めて重要な社会インフラであり、将来にわたり安定的に維持、確保していくことが求められるものであります。

しかしながら、利用者の減少をはじめ、高齢化や労働力の縮小などに伴う運転手不足が顕在化しており、公共交通事業をめぐる経営環境は一段と厳しさを増しております。

こうした状況もあり、交通機関の利便性に関する市政モニターアンケートにおきましては、バスの運行本数が少ない、公共交通の乗り継ぎが悪いなどの御意見もいただいているところであります。

現在、北九州市の公共交通人口カバー率につきましては、駅やバス停からの距離を基礎としておりますが、地域の実態をよりの確に反映した指標とするためには、御指摘のありましたように、時間帯別の便数に加えまして、利用者の年齢、目的など、他の要素も考慮に入れることは重要な視点であると認識をしております。

こうした中、現在、北九州市では、地域公共交通計画の改定に取り組んでいるところでございまして、この中で、交通空白解消に向けた指標の定義づけと、それを把握するための手法につきまして検討を進めているところであります。

また、タクシー不足などへの対応といたしまして、夜間の公共交通の満足度を調査すべきとの御指摘でございますが、北九州市としては、まずはタクシーの配車状況を把握することが肝要であると考えており、配車アプリの運用データを活用し、エリアごとのタクシー需要、配車に要した時間、配車できなかった件数などの調査を実施していくこととしております。こうした調査結果を基に、課題の整理や今後の改善策の検討につなげていく考えであります。

いずれにしましても、これらの問題解決に向けては、運転手不足の解消が最重要課題であると認識しており、交通事業者と一体となって、運転手確保を目指す北九州モデルの取組を推進し、公共交通の持続性を高めてまいりたいと考えております。以上です。

○主査（中島隆治君） 奥村委員。

○委員（奥村直樹君） 御答弁ありがとうございます。

今市長のおっしゃっていただいたとおり、これからより詳しく調べていくということで、ぜひともお願いしたいと思います。

ただ、アプリの結果から見ると、今現在、既にもうタクシーは来ないから諦めて呼ばない方も必ずいると思いますので、そこも含めた調査をどうするのかというのも工夫していただきたいと思います。

1点お伺いしたいのは、例えば夜間の繁華街からの帰りということであれば、飲食店の皆さんもかなりつかんでいると思うんですよ。昔はこういうお客さんがいたけど、最近、来ないとか、ここで呼んでほしいってこの地域の人に頼まれたけど、来なかったとか、そこら辺の調査もと思いますけど、いかがでしょうか。

○主査（中島隆治君） 都市戦略局長。

○都市戦略局長 いただいた意見、参考にさせていただきたいと思います。

○主査（中島隆治君） 奥村委員。

○委員（奥村直樹君） もちろん最初は大きなところからになると思いますけども、それによって、お客さんが減っているところというのは、逆に言うとやっぱり、小倉はたくさんのお客さんがいますけども、タクシーがないことによって諦める、お客さんが減ったという影響も地域地域によってそれぞれあるんで、全部が全部もちろん対応できないとしても、まずは状況を把握しないことには始まらないので、広くなるべく深く調査していただきたいと思います。

飲食だけではなくて、夜、仕事帰りの方もいらっしゃるし、塾の帰りとか、あとそういうのもあると思うんですよね。だから、そういったいろんなニーズを把握していただいて、それは紙なのか、ネット経由なのかいろいろあると思うんですが、もちろんコストをなるべくかけずに、より広く調査をしていただいて、その次のオンデマンド交通の充実っていうのは、細かいニーズ、多様なニーズに応えていく次のステップだと思いますので、そこにつなげていくようなことを想定した調査をぜひお願いしまして、質問を終わります。

○主査（中島隆治君） 進行いたします。緑の風、村上委員。

○委員（村上さとし君） 私からは、都市公園などの計画についてお伺いをいたします。

令和6年度に本市では、都市公園の魅力向上に向けたマーケットサウンディング調査を実施し、都市公園の質の向上、公園利用者の利便性の向上を推進していくこととしています。

一方で、都市公園法第16条の都市公園の保存の部分を見ますと、公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部または一部について都市公園を廃止してはならないとあり、第1号には、都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合と例外規定も示されております。市民からは、この例外規定に基づき、都市公園が失われていくのではないかと心配の声も寄せられております。

そこで、2点お伺いします。

1点目に、第1号、公益上特別の必要がある場合とはどんな場合なのか、本市の見解をお伺いします。

2点目に、都市公園をはじめ街路樹などによる町なか緑化について、都市の魅力を高める緑豊かな美しい都市景観の形成について、市長の前向きな思いをお伺いいたします。以上です。

○主査（中島隆治君） 市長。

○市長 ただいま村上委員から御質問がありました都市公園の計画について、法第16条第1号の規定の内容はどのような場合か、それから、緑豊かな美しい都市景観の形成についてのお尋ねがございました。

都市公園法第16条第1号における公益上特別の必要がある場合とは、国の都市公園法運用指針によりますと、その区域を都市公園の用に供しておくよりも、他の施設のために利用することのほうが公益上より重要と判断される場合とされております。

具体的には、1つに、土地収用が可能な公共事業による利用の場合、2つ目に、都市公園を廃止するほうが都市全体の公益に資すると客観的に判断される場合とされているところであります。

次に、緑豊かな美しい都市景観の形成に対する思いについてということでございますが、良好な景観は、美しく風格のある都市の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものでございます。

このため、北九州市基本構想・基本計画におきまして、彩りある町の実現に向けて、歴史の継承や自然環境の保全などにより、地域の特色を生かした緑豊かな美しい都市景観の形成や町の魅力発信に取り組むこととしております。

昨年度には、勝山公園や紫川といった緑あふれる高質な都市空間で、若者たちが心躍らせるコクラBEATなど、良好な景観を生かした様々な取組を行い、市内外の関心やアテンションを集めたところでございます。

こうした取組も、昨年60年ぶりに社会動態がプラスに転じた要因の一つと認識をしております。

す。

このように、緑豊かな美しい都市景観というものは、人々のゆとりある心豊かな生活に対する多様なニーズに応え、都市のブランド力を高める重要なインフラであると考えております。今後とも、北九州市が住みたい町、訪れたい町として選ばれるよう、美しい町並みを備えた魅力あるまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。以上となります。

○主査（中島隆治君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） 市長からは、グリーンインフラに対して町の目指す方向性をお伺いしたと認識しました。都市公園リノベーション協定制度やP a r k－P F Iが行われている中で、みだりに公園を廃止せず、緑を守っていく、公園を守っていくという方向性であるということとよろしいでしょうか、もう一度お伺いします。

○主査（中島隆治君） 都市戦略局長。

○都市戦略局長 これまでもそうなんですけど、都市公園を我々北九州市はみだりに廃止したことはございませんし、これからもみだりに廃止する予定はございません。

○主査（中島隆治君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） 都市公園は、市民、地域住民の交流促進や都市環境の改善であったり、災害時の避難時防火帯としての防災効果、彩りある町はもちろんですけども、安らぎあるウェルビーイングの向上など、非常に町なか緑化というのは市民の大変な財産でございます。今後とも、そのような方針でされていくということを確認したと認識をいたしました。

都市緑化に対して非常に重要なのは、公共もそうなんですけれども、民地の利用ということで、企業への働きかけも大変重要なものだと思っております。工場や企業の持つビルの壁面や屋上緑化などについて、これはどのようにして企業、特に大企業はもうそういう認識があるんですけれども、中小企業に対してどう働きかけていくのか、方向性をお示してください。

○主査（中島隆治君） 都市戦略局長。

○都市戦略局長 委員御指摘のように、今日本でも方向性として、例えばビルを緑化するとか、建物を緑化するという流れになっております。御指摘のとおり、大企業は資金力もございますし、そんな中で積極的に進んでいるところではあります。ただ、御指摘の中小企業様とかになりますと、なかなか資金面で難しいというところもありますので、そういったところをどういう形で普及させるのかっていうのはこれから我々が研究していかなくちゃいけない課題かなと考えております。

○主査（中島隆治君） 村上委員。

○委員（村上さとこ君） アーバンネイチャーというか、いろいろ進めている中で、中小企業に働きかけもどんどん行っていただきたいと思います。緑化はネイチャーポジティブの第一歩、一丁目一番地だと思っております、よろしく願いいたします。以上です。

○主査（中島隆治君） 進行いたします。変革と成長、井上委員。

○委員（井上純子君） 変革と成長の井上純子です。

私からは、契約改革の実現に向けた業者選定のオープン化について伺います。

令和7年4月1日付で、地方自治法施行令改正に伴い北九州市契約規則が改正され、少額の随意契約の基準額が引き上げられました。この少額の随意契約とは、自治体が本来原則とする一般競争入札ではなく、予定価格が基準額以下であれば例外的に入札を省略することができるというものであります。この基準額を、工事であれば250万円から400万円に、業務委託であれば100万円から200万円に引き上げられました。

この見直しのメリットは、昨今の物価、人件費高騰を理由に、行政事務のより一層の効率化が期待できるとする一方で、見積り合わせを市職員が閉鎖的に行うことから、透明性の課題、特定事業者との癒着リスク、競争性の阻害から起きる契約金額の上昇及びサービス低下など、多くのリスクが生じるデメリットもあります。

また、武内市長が、公共事業の既得権化を見直すための契約改革におきまして、頓挫するおそれもあると考えております。基準とする約3,300件の業務委託契約において、今回の契約規則改正により見直しの対象とする契約事業の幅を狭くし、令和6年度決算で見ると、契約数648件、約10億円相当の業務委託契約が対象外になると同時に、これまで情報公開していた特定業者との特命随意契約についても対象外となるため、契約の不透明性が増す結果となりました。

そこで、市長に伺います。

令和6年度決算を踏まえた契約改革実現への道筋、少額随契の金額改定に伴う政・官・業の癒着リスクへの対策をどのように行っていくのか、伺います。

○主査（中島隆治君） 市長。

○市長 今井上委員から御質問がありました契約改革の実現に向けた業者選定のオープン化について、契約改革実現への道筋、少額随意契約の金額改定に伴う政・官・業の癒着リスクへの対策というお尋ねがございました。

契約事務の競争性、安定性を高めるため、北九州市では、契約改革として、令和5年度から随意契約の見直しに取り組んでいるところでございます。

その目標としては、令和4年度に随意契約を行った100万円を超える業務委託契約につきまして、令和8年度までにプロポーザル等の競争性のある契約が占める割合を30%とすることを掲げたところであります。全庁的な取組の結果、令和6年度の実績は、その割合が26%となり、令和4年度の15%から大きく上昇したところであります。

このような中、令和7年4月に、少額随意契約の上限額を引き上げる地方自治法施行令の改正が行われたことに連動いたしまして、市の契約規則を改正いたしました。少額随意契約の範囲が広がった中におきましても、全ての契約において、競争性、透明性をより一層高めていくことが重要と考えております。

このため、これまで取り組んできた100万円を超える随意契約の見直しの対象範囲は、狭める

ことなく、検証を徹底し、目標の実現を目指すこととしております。

また、今年度は、これまでの契約改革で培ってきた知見を基に、競争性のない契約を極力除くため、特命随意契約ができる基準を厳格化いたしました。

さらに、新たな事業者の参入促進の取組として、一定額以上の業務委託契約の結果を年内にホームページで公表することとしており、まずは200万円を超えるものを対象とするものの、今後、100万円などに引き下げることも含め、既に検討に着手をしているところであります。

こうした取組を今後も推進し、契約改革の実現に努めてまいります。以上です。

○主査（中島隆治君） 井上委員。

○委員（井上純子君） 御答弁ありがとうございました。

いろいろと今取り組まれていることは理解いたしました。

ただ、今契約改革の進捗の説明がありました。令和4年度を基準値として、令和8年度に向けて3割オープン化を進める、自由化を進めるんだというこの目標に対して、1年前の私の議会質問では、市長はもう令和6年度で達成できるんだという見込みを発表されましたので、それに比べると今26%に到達で、恐らくこれは令和8年度に今からの努力で実現できると思うんですけれども、やはり令和6年度で1年で達成できそうだというこのスピードの改革についてできなかったというのは課題も見えてきたと思いますので、ここは引き続き進めていただきたいと思います。

100万円以上の公開ということも評価しております。ありがとうございます。

ここで、私のほうから、少額随契の自治法改正に伴う部分なんですけど、私は元市の職員でもありますので、経験を踏まえて、効率化というメリットも感じているんですけど、やはり一方で閉鎖的な業者選定であるというところはやはり拭い切れないと思っております。はっきり言うと、特定の事業者の不透明な業務を発注できてしまう、これが100万円から200万円に増額することは危険だと思っておりましたので、また、競争性がないことでぼったくられるおそれもあるとはっきり言って申し上げたいと思います。

そこで、提案です。

これは、外部へのオープン化だけでなく、内部のオープン化についてです。市職員は閉鎖的な環境で働いているので、どういった事業者がいて、どういった仕事をしてもらえるか全く分からない中で仕事をしているので、前例踏襲になってしまう環境があります。これを内部でどういった事業で契約できるか、このオープン化のシステム、ぜひ今後も検討いただきたいと思いますんですけど、いかがでしょうか。

○主査（中島隆治君） 技術監理局長。

○技術監理局長 今御提案のあった件でございます。

私どももいろいろと問合せを受けて、各事業実施課には情報提供しているところでございますけれども、それをより一層広く進めるという観点から、今御提案のあった件につきましても

検討してまいりたいと思います。以上です。

○主査（中島隆治君）井上委員。

○委員（井上純子君）ありがとうございます。今回の国に甘やかされた法改正に喜ぶのではなく、引き続き厳しい契約改革を求めます。終わります。

○主査（中島隆治君）以上で市長質疑を終わります。

次回は10月1日水曜日午前10時から第2委員会室で分科会報告の取りまとめを行います。

本日は以上で閉会します。

令和6年度決算特別委員会 第3分科会	主査	中島隆治	㊤
	副主査	田仲常郎	㊦